

中野区における障害者の権利擁護の取組

1 社会背景

今期中野区障害者計画が策定された令和3年3月以降、障害者の権利擁護に関する社会の動きとしては、主に次のことが挙げられる。

○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定(R3.4月)

→事業所に対する虐待防止委員会設置等の義務付けや、身体拘束の適正化の推進等が規程された。

○ 障害者差別解消法の改正(R3.6月)

→民間事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け等が規定された。

○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催(R3.夏季)

→「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を柱とした「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定など、共生社会の実現に向けた取り組みが進展した。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定(R4.5月)

→障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の充実を目指して制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされた。

○ 国際障害者権利委員会による日本政府報告の審査(R4.8月)、同委員会の総括所見の採択・公表(R4.9月)

上記の他、SDGs推進に関する様々な取組が、社会的により一層注目されるようになっていく。

2 障害者基本計画等

こうした動きを踏まえ、国の障害者基本計画(第5次)では、「各分野に共通する横断的視点」として、次の6点を掲げている。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1)条約の理念の尊重及び整合性の確保 | (2)共生社会の実現に資する取組の推進 |
| (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 | (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援 |
| (5)障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 | |
| (6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 | |

「1、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の分野においては、

- ・ 障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるような取組を行う。
- ・ 障害福祉事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組む。
- ・ 強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り組む。
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める。

等といった、基本的な方向性が示されている。

また、第7期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 一 基本的理念 4 地域共生社会の実現に向けた取組」に次のとおり規定されている。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和三年四月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

3 障害者差別解消の取組について

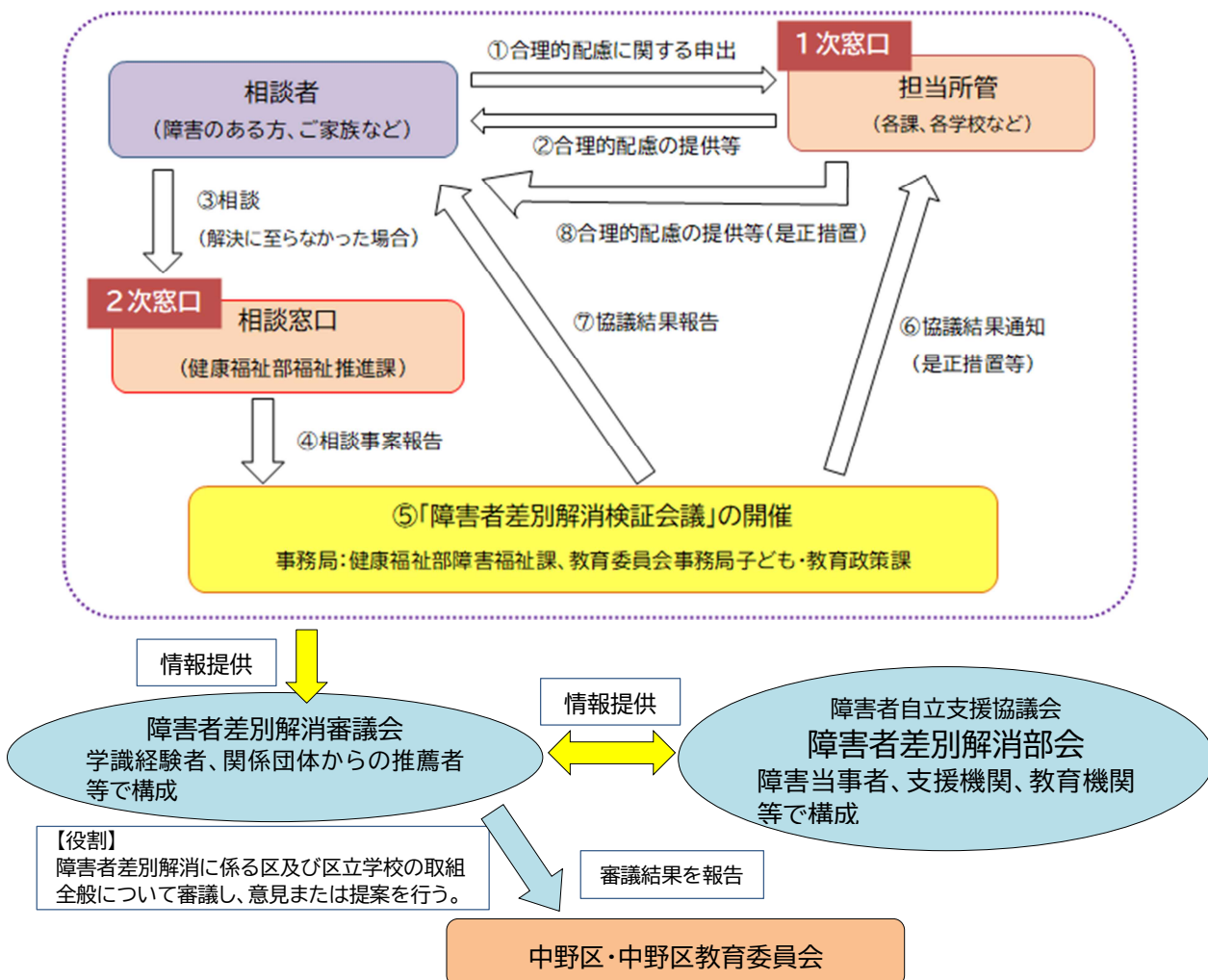
障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行された。

同法に基づき、中野区では、平成29年3月に職員の対応要領を策定し、同年9月には、区における障害者差別解消の取組について適正であるか審議し意見や提案を行う障害者差別解消審議会を設置した。また、平成30年9月には、障害者差別に関する地域課題の解決を図るため、障害者差別解消支援地域協議会を設置した。

令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となるため、これを機に事業者に向けた周知・啓発を強化していくことが課題となっている。（中野区内においては、平成30年に制定された東京都の条例により、民間事業者による合理的配慮の提供は既に義務となっている。）

(1) 中野区における障害者差別の相談体制

区の業務に関する合理的配慮の提供等は、日々の業務のなかで担当所管が実施するため、最初の窓口は担当所管となる。担当所管への相談において解決に至らない場合は、障害者差別解消に関する相談窓口（健康福祉部福祉推進課）にて相談に応じる。



(2) 各課における合理的配慮の提供等の事例収集

年2回、庁内における事例調査及び事例に関する情報提供を行っている。

※「障害者差別解消検証会議」は令和2年度以降開催されていない(該当案件がないため)。

(3) 障害者差別解消審議会

区が収集した合理的配慮の提供等に係る相談事例と区が行った対応について報告を受け、その対応が適切であったか審議し、今後の取組の改善について意見や提案を行っている。

○ 委員構成 計4名

・障害者差別解消に係る知識を有する学識経験者・・・1名

・弁護士・・・1名

・中野区障害者自立支援協議会(障害者関係団体)からの推薦者・・・1名

・PTAからの推薦者・・・1名

○ 開催回数 年1回程度 ※令和4年度は令和5年2月に開催

(4) 障害者差別解消支援地域協議会

中野区障害者自立支援協議会の専門部会である「障害者差別解消部会」を区における障害者差別解消支援地域協議会と位置づけている。

同部会において、区内における障害者差別・合理的配慮の提供等に係る情報共有や、区民向けの理解啓発、小中学校への出前講座、民間事業者との意見交換等を行っている。

○ 委員構成 計11名(障害当事者団体、家族団体、通所施設事業者、教育機関関係者等)

○ 開催回数 年4回程度

(5) 理解啓発事業

障害を理由とする差別の解消を目的として、毎年度、区民向けに理解啓発事業を実施している。令和4年度は、障害者差別解消法の改正を受け民間事業者を主な対象として実施した。

① 中野区障害者理解啓発差別解消事業講演会

○ 令和3年度「パラスポーツを知って、障害への理解を深めよう!」参加者 58名(オンライン含む)

(中野区障害者自立支援協議会4部会合同セミナーと共同開催)

第1部 講演、パラ・パワーリフティングの実演

講師: 石原正治氏(パラ・パワーリフティング日本代表選手)

第2部 シンポジウム

「パラリンピックが障害のある人のくらしや心のバリアフリーに与えてきた影響について」

○ 令和4年度「障害のある人への『合理的配慮とは?』」参加者 23名

第1部 「合理的配慮」ミニ講座

第2部 接遇実演「私たちの考える合理的配慮」

講師: NPO 法人東京ユニバーサルデザイン・コミュニケーターズ理事等

② 啓発リーフレットの配布

○ 区立小中学校への配布

小学校5年生、中学校2年生対象 配布部数 計3,000枚程度(毎年)

○ 区窓口での配布

すこやか福祉センター、区民活動センター、障害福祉課 配布部数 計600枚程度(毎年)

○ 事業等での配布 配布部数 計100枚程度(毎年)

(6) ヘルプカード、ヘルプマークの配付と周知啓発

区では、障害がある方が外出時等で困ったときや災害時等に、周囲の方からの配慮や手助けを求めやすくなるよう「ヘルプカード」及び「ヘルプマーク」を年間を通して配付している。

「ヘルプカード」は、厚紙を2つ折りにした定期券ほどの大きさのカードで、必要な支援の内容をあらかじめ記入することができるもので、「ヘルプマーク」は、ストラップを使用して鞆等に着けることができるものである。

また、毎年障害者週間に合わせ、区役所本庁舎における横断幕の設置や、区内130箇所の掲示板への啓発ポスターの掲示、中野駅連絡通路におけるのぼり旗設置等、区民に向けた周知啓発を行っている。



(7) 職員研修

障害者差別解消や障害特性を正しく理解するために、毎年度、職員研修を実施している。

○ 令和3年度「区内障害者施設の紹介と、障害のある方への合理的配慮について」

形式：動画視聴 受講者：50名

講師：コロニーもみじやま支援センター 所長及び利用者

○ 令和4年度「障害平等研修」

【前半】障害とは何か 【後半】具体的な解決行動

形式：対面開催 受講者：22名

講師：特定非営利活動法人 障害平等研修 (DET) フォーラム理事

※令和5年度以降は、上記の「障害平等研修」を、管理職昇任者(管理職昇任1年目職員又は管理職候補者)及び採用2年目職員を対象とした、中野区職員研修における職層研修として位置づけ、職員課との共催として実施する。

4 中野区における障害者虐待防止の取組

(1) 障害者虐待の状況について

① 障害者虐待の通報・届出状況（平成27年4月～令和4年3月）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
通報件数	8	7	16	10	13	11	25	25
認定件数	2	3	9	2	3	5	9	3

② 障害者虐待認定の類型別件数（平成27年4月～令和4年3月）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
(虐待者別)								
・養護者	0	2	6	1	1	4	7	2
・施設従事者	2	0	3	1	1	1	1	1
・使用者	0	1	0	0	1	0	1	0
(内容別)								
・身体的虐待	1	2	6	1	1	1	5	2
・性的虐待	0	0	1	0	0	0	0	0
・心理的虐待	1	0	3	2	1	1	6	3
・放任	0	0	2	1	0	3	1	0
・経済的虐待	0	1	0	0	2	3	3	1

(※) 虐待の類型は複数の虐待を受けていた場合あり。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月に施行され、中野区における平成27年度以降の障害者虐待の状況をみると、通報・届出件数は、徐々に増えており、特に令和3年度と令和4年度は通報数が目立っている。

虐待者別にみると、養護者による虐待については令和2年度と令和3年度に増加しており、新型コロナウイルス感染症による自粛により、社会活動が制限される影響もあったと考えられる。また、施設従事者等による虐待通報・届出も継続的に認定されている。また以前より啓発が進み、公的機関や地域住民など、障害者虐待の知識を持つ方が増え、通報数の増加があると思われる。特に施設従事者等による虐待通報は年々増加しており、虐待認定に至らないまでも不適切な支援と判断せざるを得ないような案件が見られ、職員の虐待防止への意識とサービスの一層の質の向上を図る必要性があると考えられる。

(2) 中野区における障害者虐待対策支援事業

① 障害者虐待相談体制

中野区では障害者虐待の防止、養護者への支援の中核となる虐待防止センター機能を障害福祉課が担うとともに、地域の相談や通報・届出機関として区内4すこやか障害者相談支援事業所を位置づけ、障害者虐待に関する相談体制を構築している。

障害福祉課については障害者虐待専用ダイヤルを設置するとともに、24時間の障害者虐待対応が可能となるよう携帯電話により区の夜間・休日窓口や、関係機関との連携体制の確保に努めているところである。

② 障害者虐待防止啓発事業

障害者虐待に関する有識者を招き、年1回障害者虐待防止セミナーを開催する他、虐待に関する相談・通報・届出機関を記載した虐待防止パンフレットを作成、相談支援機関や障害福祉サービス事業所に配布するなどの啓発事業を展開している。

③ 障害者虐待への対応

障害者虐待の通報・届出があった場合、関係者を招集しコア会議を開催、対応方針の協議や初動対応のための緊急性の判断や事実確認の方法や体制等の決定を図り、素早い対応を行うように努めている。また、被虐待者の一時保護のための居室の確保を行う他、緊急の場合の移送費やホテルコストについても予算確保し緊急対応が可能な体制を整えている。

事例によっては弁護士等による事例検討会や専門的支援において事例についての客観的判断や、権利をどのように守るかなど助言を受けており、その他、カウンセラーによるカウンセリングについても可能となっている。

一方、虐待を行った家族等の養護者についても、負担軽減のための相談や指導及び助言などを行い、専門機関からの支援も導入し支援することとしている。

虐待を受けた障害者の保護については、障害者虐待防止法施行時より、施設入所支援施設に一時保護用の居室を確保しているが、これに加え、平成30年度より区内の短期入所事業所に短期緊急支援を実施する施設を確保した。また、平成31年度には、精神障害者の緊急一時保護施設を精神障害者地域生活支援拠点「IPPUKU」に確保するなど、対応のための施設整備に努めている。

(3) 障害者虐待防止に向けた課題

① 障害者虐待防止への理解促進

区では障害者虐待防止のための啓発事業を毎年度実施しているが、虐待を防止するためには障害者差別解消推進と同様、地域において多様な障害についての理解促進が求められる。このため、理解促進・啓発のための取組の強化を図る必要がある。

② 施設従事者の専門性と質の確保

施設従事者による虐待は、全国的に見ても増加傾向にあることに加え、死亡事故や重大事案が発生していることを考慮し、区としても引き続き虐待防止対策の推進を図る必要がある。

特に施設従事者の虐待通報件数の多い施設入所支援、共同生活援助、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては職員の専門性とサービスの質を確保するための人材育成研修の実施や障害者施設の虐待防止体制のチェック、障害者虐待防止研修への参加促進などを行う必要がある。

5 成年後見制度の取組

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見の利用促進に向け、成年後見制度利用支援事業が、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となっている。中野区においても、知的障害者及び精神障害者に対して成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等に費用助成を行い成年後見制度の利用促進を図っている。

○ 成年後見制度区長申立て件数

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
知的障害者	1	0	1	0	1	2	1	2
精神障害者	1	2	3	3	2	4	4	4

○ 区長申立ての状況(過去8年間の申立て事例)

知的障害者の申立てについては、これまで施設入所者について施設側が成年後見を申し立てる事例が多く、施設からの要請によるものが大半を占めていた。これは施設入所者についてはサービス利用を行う上で必要な契約行為などを行う身上監護や、財産管理が必要なため、施設側が成年後見制度の利用を勧めることによるものと考えられる。

ただここ数年間の状況を見ると、知的障害者とその親が在宅で生活しているケースで、親の高齢化により認知症状が進み財産管理や契約行為ができなくなるなどの事例が出ており、その結果区長申立てに至る事例がある。障害者本人と親の高齢化問題が顕著になる中で、申立てに係る親族がいない場合も多く、今後も区長申立ての必要性は大きくなると思われる。

精神障害者の申立てについては、近年になり増加傾向が続いている。入院中に申立てを行う事例が多く、支援機関が申立ての推進力となっていることが伺われる。しかし、支援者がいない場合、制度利用に結びつけることが困難という課題がある。

(2) 成年後見人等報酬費用の助成制度

生活保護受給者又は成年後見等の報酬費用を負担することにより生活保護要保護者となる場合の他、報酬費用を負担することが困難であると区長が認めるものを対象としている。

【助成金額】在宅生活者／25,000円以内 施設入所者／20,000円以内

【令和4年度利用実績】知的障害／なし 精神障害4人

費用助成制度については、平成17年度以降、後見人等の報酬費用を予算計上されているものの、利用実績はきわめて少ない。区長申立て対象者を助成対象とするため対象者が限定されることも利用者が少ない一因となっているものと思われる。

(3) 成年後見制度の利用支援等

平成28年5月施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。

中野区では、令和3年10月に中野区成年後見制度利用促進計画を策定し、『区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会』を目指している。この目標を達成するために、本人の尊厳と意思決定を尊重した制度運用、権利擁護に取り組むネットワークの構築、制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の施策を進めている。

令和4年10月に実施した「健康福祉に関する意識調査」においては、「成年後見制度ということばや制度を知っている人」の割合が区民全体の29.4%で、令和2年の34.7%より減少している。20歳代、30歳代の「ほとんど知らない」と回答した割合は5割を越えていた。区では、年1回「成年後見セミナー」を実施し、普及啓発に努めている。令和4年度は「成年後見制度で高齢者・障害者の権利はどこまで守られるのか」というテーマでセミナーをオンラインで実施した。

成年後見制度の更なる利用支援に向けて、広報・啓発活動に取り組んでいく。